· r7物価	i_1_2	C D E	. , , , ,	н		J K	K L	м	N	0	P	0	R 💠	和7年度 物価高騰対	対応重点支援地方	7創生臨時交付		W	х	Y	Z AA	AB	AC	AD	AE	AF	
2				都道府県区分	【40_福岡	県】					電話番号	0944-	85-5563	令和7年度即 国のR8補正予算分(推	気配分額 奨事業メニュー分)		令和7年度既配分額 国の R7字 個景 分(推奨事業メニュー分) カナドロ 東京 メニュー分)			Г	国のR 交付服度	特正分(推奨事業メニュー分) 額① (令和8年度本省緑越分)	97	,831	国のR7予備費分(推奨事業メニ と付限度額⑤ (令和7年●月●1	-ュー分) 日通知分)	(単位:千円)
3			地方公共団体名	呂(コード有り)	40212_福岡県	大川市					メールアドレス	okwzaisei k@	city.okawa.lg.ip	交付限度 令和7年度即 国のR6補正予算分(令和6年度	(額① 気配分額 変低所得世帯支援枠等分)		交付限度額5)			-		6補正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分) 費 交付限度額②(令和6年度本者線越分)		-	小計 交付限度額(R7予備)		18,912
4			都道府県・市町村	村コード(5桁)	40212	!						l		船付責 交付 令和7年度影 国のR6補正予算分(令和6年8	限度額2) 既配分額 复低所得世帯支援枠等分)							6補正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分) 給付費 交付限度額2 (今回追加分)	17	,030			
5				担当部局課名	総務認	 !			国のR6補正	予算分(推奨事業メニュー にかかる交付対象経	·分)交付限度額①		63,200	事務費 交付 令和7年度節 国のR6補正予算分(給)	限度額3) 気配分額 付支援サービス分)							6補正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分) 費 交付限度額②(令和●年●月通知分)					
-6-				担当者氏名	田中 淳	_	_			予算分(令和6年度低所得 交付限度額2にかかる)			91,278	交付限度	(新名)		ı					6緒正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分) 費 交付限度額②(令和●年●月通知分)		~			
2							交付対	対象経費(地方単独事業費) (R6経済対策分)	国の飛道下	予算分(令和6年度低所行 ・ 交付限度額3にかかる)	男世帯支援松第分)		8,442	今回配分 ¹ 国のR6補正予算分(推	予定額 奨事業メニュー分)	63,200	今回配分予定額 国の R7予備費 分(推奨事業メニュー分) 支付限を終与	I	-		BIØF			_			
										・ 父行限度額(ぶにかから)事算分(給付支援サービスにかかる交付対象経				交付限度 今回配分 国のR8補正予算分(令和6年度	額① 予定額 官低所得世帯支援枠等分)	17,030	交付限度額5)					☆ 文刊版及额2 (予和●年●月週22万) 小計 交付限度额2)	17	,030			
9-							交付対	対象経費(地方単独事業費)		「こかから父行対家栓 ● 分(推奨事業メニュー) にかかる交付対象経			_	交付線度 国のRN補正予算分(令和6年8 給付費、交付 等間配分 国のRN補正予算分(令和6年8 等務費 交付 等問配分 国のRN補正予算分(象 至初日第一年8年8 安付線度	限度額2) 予定額 官任所編世帯支援松第分)	8,442				-		6補正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分) 費 交付限度額③(令和8年度本省線越分)	-	,335			
10							交付対	(R7予備費分) 対象経費(地方単独事業費) (その他)		にかから交付対象程 7年3月17日事務連絡に にかかる交付対象程			_	事務費 交付 今回配分 国のBN補正予算分(約)	限度額3) 予定額 仕支援サービス分)	0,442						費 交付限度額③(令和6年度本省線超分) 6補正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分) 事務費 交付限度額③(今回適加分)	-	.472			
								(その他)		にかかる交付対象程	費			国のR6補正予算分(給) 交付限度	(額名)		J					事務費 交付限度额③ (今間追加分) 6種正分(令和6年度抵所得世帯支援枠等分) 費 交付限度額③ (令和●年●月通知分)		,472			
-12														配分予定 国のR8補正予算分(推	数計	63,200	配分予定額計 国のR7 予備費 分(推奨事業メニュー分)		_			授 交付限度額③(令和●年●月通知分) 6種正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分) 费 交付限度額③(令和●年●月通知分)		_			
-13														交付限度 配分予定 関のDeはエネサム(かわらなり	(験生) (験計 をは水道サネネを含めない)	17,030	西のR/ア重要が(生来争集) - 本付限金額(5) 小計 配分予定額計 (お7等額費分)				国の日	6編正分(令和6年度低所得世帯支援枠等分)		_			
14														給付費 交付	限度额2	8,442	(R7予備費分)					费 交付限度额③ (令和●年●月通知分) 小計 交付限度额③		,807			
15														国のR6補正予算分(令和6年8 事務費 交付 配分予定 国のR6補正予算分(給1	スロバマニャン族代寺万) 限度額3) 「額計 けま提供―ピッム)	8,442				-		小計 父行級皮標(3) 国のR6補正分(給付支援サービス分) 交付級皮額(3) (令和6年度本省級越分)	*	,007			
-16														国UNN推正了算が(配) 交付限度 小計 配分子 (RO辞演針	(額4)							交付限度額④(令和6年度本省線越分) 国のR6種正分(給付支援サービス分) 交付限度額④(今回追加分)		_			
.17														(R6経済対	(策分)	88,672								_			
18														今回配分予定額(国	尼分予定額計)		1					国のR8補正分(給付支援サービス分) 交付限度額④ (令和●年●月通知分)		_			
19														令和7年3月17日事務3 ※事務連絡は該当日	連絡に基づく追加分 団体のみに通知	-				_		小計 交付限度額(B) 交付限度額(B) 交付限度額(B) (B) 经济对策分)		- 4	令和7年3月17日事務連絡に基5	父追加分	
20																					小計	父行限度額(160粒濟对東分)	123	,668	交付限度額		-
-21														配分予定	額計	88,672	移替先	_	総務省	i		交付限度	箱計				142.580
68 69		-	地・エネル						Α					l		,	5 170	_			_			_			
			ナー・長科							В						С	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							備考1			
П		No 等 存	方 単 独 本 本 本 本 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	臨時の措置であることが分かる 事業名称として いる	交付対象事業の名称 経済:	対象外 対策等との関 係 金を充 ていた	ト経費 存交付 推奨事業メ モ当し ニュー	③を選択した場合、より効果があ と考える理由	る。総事業費	B 交付対象経費	R 1 国の船補正予算分 (交付限度額①)	国のR6補正予算分 (交付限度額②) (令和6年度低所得世帯	3 2 国のR6補正予算分 (交付限度額③) (令和 6 年度抵所得世帯	R 3 国のR6補正予算分 (交付限度額(3))	R 4 国の R7予備費 分 (交付限度額5)	C その他 (一般財源や補助対象	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②文付金を充当する経費内容 ③磁度模数(対象数、単価等)	特定事業者等 { 支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業 事業 治期 終期	成果目標(可能な限り定量的指標を 設定)	実施状況の公表等について(HP、広報 ど)	備考1 (重点支援地方交 付金の追加を踏ま えた各省庁の通知 の発出状況に定義)	備考2	债考3	自治体での予算区分
71		の 予 第 年 度	地方 是	臨時の措置であることが分かる 事業名称として いる	交付対象事業の名称 軽済!	対象外 対策等との関 係 を充充 ている	ト経費 存交付 推奨事業メ で当し ニュー ない			B 交付対象経費	R 1 国のRS補正予算分 (交付限度額①) (推奨事業メニュー分)	国のRS補正予算分 (交付限度額②) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 総付費	(交付限度額③) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 事務費	R3 国のR5補正予算分 (交付限度額④) (給付支援サービス分)	R4 国のR7予量費分 (交付限度額50) (推奨事業メニュー分)	C その他 (一般財源や補助対象 外経費等)	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的、効果 ②支付金を売当する経費内容 ③効果者毎(対象徴、単価等) ④辛素の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事業者等【	個人を対象とした船付金等	基金	事業 事業 台別 終期	成果目標(可能な限り定量的指標を 設定)	実施状況の公表等について(HP. 広報 ど)	備考1 方交 備考1 方交 (重金を強力方交 付金の適加をのである の発出がの定定を分 されている 変わている 変わり 変わり 変わり 変わり 変わり 変わり 変わり 変わり 変わり 変わり	備考2	備考3	自治体での予算区分
21 12		N o	カラック 単独 本 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	臨時の措置であることが分かる 事業名称として いる	交付対象事業の名称 経済	対象外 に臨時金を完 でした	ト経費 存交付 推奨事業メ モ当し ニュー ない					(交付限度額②) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費	(交付限度額③) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 事務費	B3 国の85種正予算分 (交付原度額引) (給付支援サービス分)		-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。		個人を対象とした給付金等	基金	事業 事業 95期 終期	成果目標 (可能な限り定量的指標を 設定)	実施状況の公表等について(HP. 広報 ど)	備令1 (重点支援地方交付金が設定を をなった。 を対象がある。 で発出が深に定慮されている対象分 野)	镍寄2	備考3	自治体での予算区分
72 R 6	令和6年度住民机均等割非課稅 世 世 本 (4 万四		・ 方 単 投 手級の は 年 本 年 本 年 本 年 本 年 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東			旅等との関 に臨時 金を充 ていた	ト経費 持交付 売当し ムい					(交付限度額②) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費	(交付限度額③) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 事務費	田の称補正予算分 (文付限度額名) (総付支援サービス分)		-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。		個人を対象とした総付金等	基金	客業 客業別 終期 終期	成果目標(可能な限り変量的指導を 設定)	実施状況の公表等について(IP)。広報 ど)	備者1 (重点支援地方交付金の途知を話ま 大た各省内で通知 の発出を記すた。 の発出を記すた。 でれている対象分 野)	信号2	備考3	自治体での予算区分
71 R 6 经济增售	世帯(3万円) +こども加算(2万円) +不見無益付					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー			162,920	63,200	(交付限度額②) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	長3 国の86幅正予算分 (交付限度額名) (総付支援サービス分)		-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。		個人を対象とした船付金等			成果目標(可能な限り定量的指標を 設定)		(重盘実践地方交生 (重金実践地方改生 (本金融版を踏まり 人と各名形式に定金 されている対象分 対象分野に関連としている対象分	编考2	備考3	自治体での予算区分 R7補正(地)
	世帯(3万円)				交付対象事業の名称 經濟/ 位成於於海賊世界等高時時 開始付金的付事業及定額/ 然不及關於付金的付事業。2. 他	旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	用3 開放結算工事業分 (公付開業機会) (総付支援サービス分)		-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。								傳布2	領毒3	
対	世帯(3万円) +こども加算(2万円) +不見無益付					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	用力 第四部結正下輩分 (文付機関連名) (総付支援サービス分)		-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の								備考2	國帝3	
対	世帯(3万円) +こども始算(2万円) +不里面給性 (令和6年度低所得世帯支援枠 等)					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	用 3 原の附属 ま 半 間分 の付用 変化 3 (総付 支援 サービス 分)		-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。								信号2	據南3	
対	世帯(3万円) +こども加第(2万円) +不足間急性 (令和6年度低所得世帯支援枠 等)					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	用な 国の的結正主意分 (女行機変雑名) (総付支援サービス分)		-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。								備考2	國有3	
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) +ごぞも加賀(2万円) +ごでも加賀(2万円) +不見価値性 (令和0年度低所得世帯支援枠 等) (デジタル庁) 給付支援サービス (R6種正)					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	照り 間報工事業分 (実行機変雑名) (総付支援サービス分)		-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。								傷肉2	(銀布3	
対策等「差押禁止法の対	世帯(3万円) + こそとが第(2万円) + 不足価値付 (令和6年度低所得世帯支援枠 等) (デジタル庁) 給付支援サービス					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	照り (-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。								傷肉2	(銀布3	
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) + ごも加賀(2万円) + 上乙も加賀(2万円) + 大王皇 自治 (全年度の前、毎年 大王皇 (中国の中国の前、日本年 大王皇 (デジタル庁) 総付支援サービス (昭和正) ・ 中国の中国の原列の特別で、 (昭和正) ・ 中国の場合が変 (家計の変の場合が変 (家計の変のの場合) ・ では、「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	照り (-	□物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。								備考2	銀布3	
対策等「差押禁止法の対	世帯(3万円) +ごぞも加賀(2万円) +ごでも加賀(2万円) +不見価値性 (令和0年度低所得世帯支援枠 等) (デジタル庁) 給付支援サービス (R6種正)					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	展名 展の結晶主半度分 (女村環度報名) (総付支援サービス分)		-	③物価素が値(中で恒所得世界への支援を行う上で、循所側の方々の 生活を維持する。 こを振得性等への向付を含むり事務費 こを振得性等への向付を含むり事務費 の他の生産性を発射等が開発 の地の生産性を発射であるが行うな不足動物付の対象者 200人、1910のサード ○ラケロ計画・ 200人、1910のサード ○ラケロ計画・ 本務費の内容 「展用度(本務用基等) 急務度(概述料等) 業務委託 日 人有党 して大型が対象者を信念が入った機械を経過しても 付「少る足動物付」の対象者を(5400人)	-							镰肉2	銀布3	
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) + ごも加賀(2万円) + 上乙も加賀(2万円) + 大王皇 自治 (全年度の前、毎年 大王皇 (中国の中国の前、日本年 大王皇 (デジタル庁) 総付支援サービス (昭和正) ・ 中国の中国の原列の特別で、 (昭和正) ・ 中国の場合が変 (家計の変の場合が変 (家計の変のの場合) ・ では、「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の					旅等との関 に臨時 金を充 ていた	存交付 推奨事業メ 三当し ニュー		h# 162,920	162,920	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	展名 展の結晶主半度分 矢村環度報名) (総付支援サービス分)		-	③物価素が値(中で恒所得世界への支援を行う上で、循所側の方々の 生活を維持する。 こを振得性等への向付を含むり事務費 こを振得性等への向付を含むり事務費 の他の生産性を発射等が開発 の地の生産性を発射であるが行うな不足動物付の対象者 200人、1910のサード ○ラケロ計画・ 200人、1910のサード ○ラケロ計画・ 本務費の内容 「展用度(本務用基等) 急務度(概述料等) 業務委託 日 人有党 して大型が対象者を信念が入った機械を経過しても 付「少る足動物付」の対象者を(5400人)	-							镰肉2	銀布3	
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) + ごも加賀(2万円) + 上乙も加賀(2万円) + 大王皇 自治 (全年度の前、毎年 大王皇 (中国の中国の前、日本年 大王皇 (デジタル庁) 総付支援サービス (昭和正) ・ 中国の中国の原列の特別で、 (昭和正) ・ 中国の場合が変 (家計の変の場合が変 (家計の変のの場合) ・ では、「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の	1 R6.補正 低所得 2 3	()	0	住民物多類發指帶等周時特 開始的"全域的"等第公定或說 至一個 例子交通報行為的行事第	(場所を)の間を をいいる をいいる をいいる (場所を) でいる (場所を) (またを) (交合し	5	99,720	99,720	63200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	展名 展の結晶主半度分 (女村環度報名) (総付支援サービス分)		-	・ 物価素が値ぐやで担所得益者への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を機能する。 の場合の最好性量を25年表現 可能力の点針性的合理 からの手度を世界が登録を建設を置 37.2世帯×30千円、子ども加度 5500人、17500年円、0つ947計制の 事務度からおり、(元用度、各用品等、投資を関係があり、実施 は、成所資金等の設計が重要格(37.22世帯)、定職減税を経足する は、(15.4元を開始する場合が、15.20世帯、定職減税を経足する は、(15.4元を開始する場合が、15.20世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.2世帯、2.	-		- 1	R7.1	2 対象世際に対して令和7年8月までに支給 開始する	E ホームページ、広報記等	対象分野に開連しない。	镰肉2	銀布3	R7補正(地)
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) + ごも加賀(2万円) + 上乙も加賀(2万円) + 大王皇 自治 (全年度の前、毎年 大王皇 (中国の中国の前、日本年 大王皇 (デジタル庁) 総付支援サービス (昭和正) ・ 中国の中国の原列の特別で、 (昭和正) ・ 中国の場合が変 (家計の変の場合が変 (家計の変のの場合) ・ では、「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の		()			(場所を)の間をでいた。	交合し 生 ニュー	5	h# 162,920	99,720	63200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	展内 間の結晶主半度分 (矢村環度報名) (総付支援サービス分)		-	1.物価素が低くやで低所得世帯への支援を行うとて、低所得の力々の 1.物価素が低くやで低所得世帯への支援を行うとて、低所得の力々の 2.也無得機能を計せた。 2.也無得機能を計せた機能 4.00年代を受ける機能である。 4.00年代を対した。 4.00年代を受ける機能である。 4.00年代、実施機能を経過する他が行う不足機能付の対象者 4.00年代、実施機能を経過する他が行う不足機能付の対象者 4.00年度、世界機能を発展を発展を発展を経過する機能を発展を経過する機能を発展を経過する機能を発展を終めませた。 4.00年度、公司、大学、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、	- is is in the control of the contro		- 1	R7.1		E ホームページ、広報記等		镰肉2	銀布3	
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) + ごも加賀(2万円) + 上乙も加賀(2万円) + 大王皇 自治 (全年度の前、毎年 大王皇 (中国の中国の前、日本年 大王皇 (デジタル庁) 総付支援サービス (昭和正) ・ 中国の中国の原列の特別で、 (昭和正) ・ 中国の場合が変 (家計の変の場合が変 (家計の変のの場合) ・ では、「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の	1 R6.補正 低所得 2 3	()	0	住民物多類發指帶等周時特 開始的"全域的"等第公定或說 至一個 例子交通報行為的行事第	(場所を)の間をでいた。	交付し 担当事業メ のい 可能が生活	5	99,720	99,720	63200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	展内 間の結晶主半度分 (矢村環度報名) (総付支援サービス分)		-	「物価素が値ぐやで担所得益者への支援を行うことで、促所得の方々の 生活を維持する。 の総計を全立び事業費 30年210点目の急計を計合機 30年210点目の急計を計合機 30年210点目の急計を対した。 第10年210点目の急計を対した。 第10年210点目の急計を対した。 第10年210点目の急計を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年31日の力量を対した。 第10年31日の力量を対しため、 第10年31日の力量を対した。 第10年31日の力量を対しため、 第10年31日			- 1	R7.1	2 対象世際に対して令和7年8月までに支給 開始する	E ホームページ、広報記等	対象分野に開連しない。	镰肉2	(株布3	R7補正(地)
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) + ごも加賀(2万円) + 上乙も加賀(2万円) + 大王皇 自治 (全年度の前、毎年 大王皇 (中国の中国の前、日本年 大王皇 (デジタル庁) 総付支援サービス (昭和正) ・ 中国の中国の原列の特別で、 (昭和正) ・ 中国の場合が変 (家計の変の場合が変 (家計の変のの場合) ・ では、「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の	1 R6.補正 低所得 2 3	()	0	住民物多類發指帶等周時特 開始的"全域的"等第公定或說 至一個 例子交通報行為的行事第	(場所を)の間をでいた。	交替し 一 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	5	99,720	99,720	63200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	展名		-	「物価素が値ぐやで担所得益者への支援を行うことで、促所得の方々の 生活を維持する。 の総計を全立び事業費 30年210点目の急計を計合機 30年210点目の急計を計合機 30年210点目の急計を対した。 第10年210点目の急計を対した。 第10年210点目の急計を対した。 第10年210点目の急計を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年21日の力量を対した。 第10年31日の力量を対した。 第10年31日の力量を対しため、 第10年31日の力量を対した。 第10年31日の力量を対しため、 第10年31日			- 1	77.3 R7.1	2 対象世帯に対して令和7年4月までに支給 開始する	************************************	対象分野に開連しない。	镰肉2	銀布3	R7補正(地)
対策等「差押禁止技の対	世帯(3万円) + ごも加賀(2万円) + 上乙も加賀(2万円) + 大王皇 自治 (全年度の前、毎年 大王皇 (中国の中国の前、日本年 大王皇 (デジタル庁) 総付支援サービス (昭和正) ・ 中国の中国の原列の特別で、 (昭和正) ・ 中国の場合が変 (家計の変の場合が変 (家計の変のの場合) ・ では、「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 ・ ・ 「日本日本の場合」 ・ 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合」 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本の場合 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本のも 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の 「日本日本の	1 R6.補正 低所得 2 3	(権 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0	住成別の直接世帯海路神経 開始付金的付事業の定理域	(場所を)の間をでいた。	交付し 担当事業メ のい 可能が生活	5	99,720	99,720	63,200	(交付限度額2) (令和6年度低所得世帯 支援枠等分) 給付費 91.278	(交付限度報③) (令知6年度抵肝得世帯 支援非等分) 事務費 3	展内 関の結構主を開分 (矢村環度報名) (総付支援サービス分)		-	「物価素が値ぐやで低所得当者への支援を行うことで、低所得の方々の 生活を維持する。 の場合の条件を表が手書で 対し、20つる計算性合理 のもの年度性見数中等非認識を確認するもか1つを不足を がある。カリイド、アビル加加 を発表・404円、定能域を経過するもか1つを不足を を発表・404円、第一個の の少の日本語を を発表・404円の (国際技術を表示)の発表 を発表・404円の (国際技術を表示)の発表 を表表・404円の (国際技術を表示)の発表 を提供をできるが対象を が1つを不足能域付りの対象者を (500人) 「一般な表現を の一般な表現を の一般な表現を の一般な表現を の一般な表現を の一般な表現を の一般な表現を の一般な表現を の一般な表現を の一般などの主張を に対するもののして に対するもののして の一般などの主張を に対するもののして に対するもののして に対するもののして に対するもののして に対するもの に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対するものと に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対すると に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する			- 1	77.3 R7.1	2 対象世際に対して令和7年8月までに支給 開始する	************************************	対象分野に開連しない。	镰肉2	(株布3	R7補正(地)